

古紙・衣類の持ち去り行為等の防止に関する 連携・協力協定書

古紙流通安定協会と大阪市は、次のとおり大阪市内における古紙・衣類の持ち去り行為等の防止に関する連携・協力協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、古紙流通安定協会と大阪市が、古紙・衣類の持ち去り行為等の根絶をめざし、それぞれの役割分担を明確にするとともに、連携・協力を図りながら、協働して古紙・衣類の持ち去り行為等の防止に向けた対策を講じることを目的とする。

(役割分担)

第2条 古紙流通安定協会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 収集及び問屋業界内における古紙・衣類の持ち去り行為等の防止に関する情報の共有化を図る。
- (2) 古紙流通安定協会を構成する役員（古紙流通安定協会規約第5条に定める行政機関から選出された役員を除く。以下「委員」という。）に対して、傘下の事業者に古紙・衣類の持ち去り行為を行わないこと及び持ち去り行為により収集された古紙・衣類を取り扱わないことの宣言書を提出させるよう求める。
- (3) 委員に対して、宣言書を提出した事業者に持ち去り行為等の根絶宣言ステッカーを配付し、積極的に貼付するよう求める。
- (4) 委員に対して、古紙・衣類の持ち去り行為等の規制に関する研修を実施する。
- (5) 持ち去り行為等に関する必要な情報を大阪市内に提供する。

2 大阪市の役割は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に基づき、古紙・衣類の持ち去り行為等を取り締まるとともに、持ち去り行為等が行いにくい環境づくりに努める。
- (2) 古紙・衣類の持ち去り行為に関する巡回パトロールを実施する。
- (3) 大阪市ホームページや広報誌、ポスター・周知ビラ等による啓発を行う。
- (4) コミュニティ回収等の活動団体及び大阪市ホームページに掲載している再生資源事業者への啓発を行う。
- (5) コミュニティ回収等の活動団体に対して、当該団体から排出される古紙・衣類

へ持ち去り行為に関する警告ビラ等の貼付の協力を求める。

(6) 持ち去り行為等の根絶宣言ステッカーの広報に取り組むとともに、大阪市ホームページ等にステッカーの貼付事業者を掲載する。

(7) 古紙流通安定協会に対し、持ち去り行為等に関する必要な情報を提供する。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の2か月前までに古紙流通安定協会と大阪市のいずれからも申し出がない場合は、有効期間の満了の日の翌日から1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義等)

第4条 本協定書について疑義が生じた場合又は本協定書に定めのない事項については、必要に応じて古紙流通安定協会と大阪市とで誠意をもって協議の上、決定する。

(その他)

第5条 本協定の締結の証として、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通ずつを保有する。

平成29年9月22日

古紙流通安定協会

会 長

山上 春美

大阪市

大阪市長

吉村 洋文